



ひと、暮らし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://site.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

Press Release

報道関係者 各位

令和6年6月20日

宮城労働局労働基準部賃金室

賃金室長 堀内 克浩

賃金指導官 伊藤 栄樹

電話 022(299)8841

宮城地方最低賃金審議会を開催します

宮城労働局（局長 おやけ えいさく 小宅 栄作）は6月28日、下記により第1回宮城地方最低賃金審議会を開催します。

今回の審議会では、現行時間額923円とされている宮城県最低賃金の改正について諮問を行う予定です。

諮問が行われますと、審議会は最低賃金法の規定に基づき、最低賃金に関する基礎調査、今年度の春闘状況、経済情勢等の各種指標、中央最低賃金審議会から示される最低賃金額改定の目安額等を参考に調査審議を行い、後日、宮城労働局長に答申することになります。

記

- 1 日時 令和6年6月28日（金）午後2時00分～
- 2 場所 仙台第4合同庁舎 2階 共用会議室
（宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1）
- 3 議題 宮城県最低賃金の改正について（諮問）他
- 4 その他

本審議会は公開することとしていますが、審議の進行の妨げになるおそれがありますので、頭撮り及び諮問文手交の様相についての撮影を除き、審議中の写真撮影等をご遠慮いただきます。

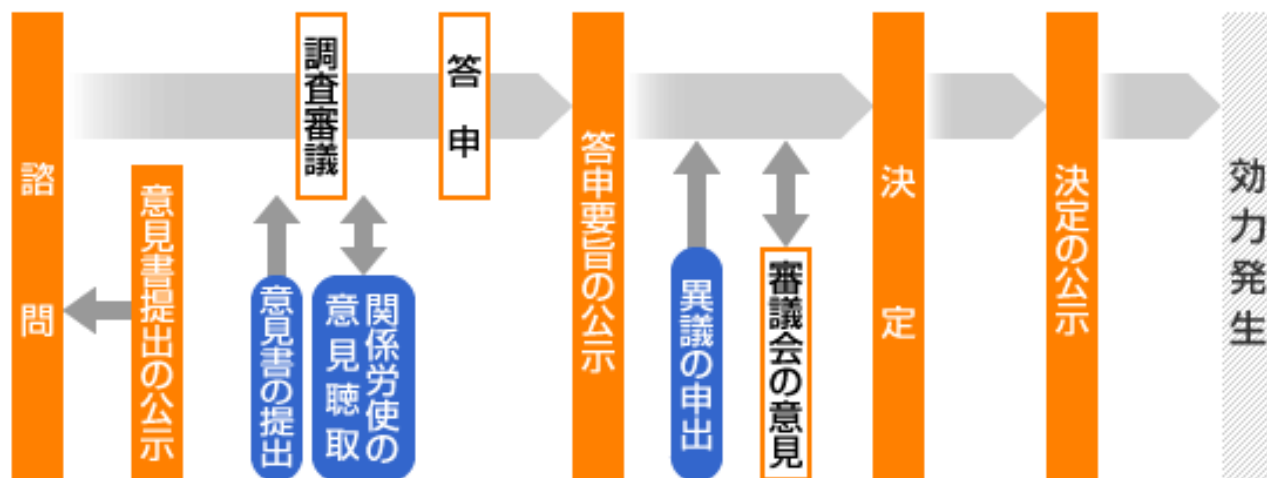
宮城県最低賃金の改定状況の推移

年度	時間額	引上額(円)	引上率(%)	発効年月日
平成21年	662	9	1.38	平成21年10月24日
平成22年	674	12	1.81	平成22年10月24日
平成23年	675	1	0.15	平成23年10月29日
平成24年	685	10	1.48	平成24年10月19日
平成25年	696	11	1.61	平成25年10月31日
平成26年	710	14	2.01	平成26年10月16日
平成27年	726	16	2.25	平成27年10月3日
平成28年	748	22	3.03	平成28年10月5日
平成29年	772	24	3.21	平成29年10月1日
平成30年	798	26	3.37	平成30年10月1日
令和元年	824	26	3.26	令和元年10月1日
令和2年	825	1	0.12	令和2年10月1日
令和3年	853	28	3.39	令和3年10月1日
令和4年	883	30	3.52	令和4年10月1日
令和5年	923	40	4.53	令和5年10月1日

最低賃金決定までの流れ

■地域別最低賃金

- 都道府県労働局長(又は厚生労働大臣)が行う事項
- 最低賃金審議会が行う事項
- 労働者又は使用者が行う事項



(注)労働者又は使用者が異議を申し出る場合には、異議の内容および理由を記載した異議申出書を公示のあった日から15日以内(審議会方式による場合)に都道府県労働局長(又は厚生労働大臣)に提出することにより行うこととされている。